

◇番号	201709
◇研究機関名	北里大学
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 25 年 11 月に取引業者による不正取引に係る記録の存在が発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 平成 25 年 12 月に当該取引業者に対して聞き取り調査を行ったところ、平成 17 年度以前に不正取引（預け金、品名替え）が行われていたことが確認されたことから、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 調査委員会（内部委員 7 名、外部委員 1 名（弁護士））を設置して調査を実施。調査の履行補助者として監査法人に補助業務を委託。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査期間 平成 26 年 1 月 23 日～平成 28 年 3 月 24 日</li> <li>・ 調査対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>①現職の全研究者に対する公的研究費の使用に関する書面調査において、不正使用を行ったと回答した研究者 2 人（内 1 人は文部科学省以外の配分機関の事案）</li> <li>②不正取引に係る記録に名前が記載されていた研究者 90 人</li> </ul> </li> <li>・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該取引業者の担当者、調査対象の研究者への面談を行った。</li> <li>○当該取引業者の関係書類と公的研究費に係る納品書との突合・分析を行った。</li> <li>○固定資産の実査を行った。</li> </ul> </li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の種別】</b> 品名替え</p> <p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動機、背景 <ul style="list-style-type: none"> <li>①がんプロフェッショナル養成プラン、 ハイテク・リサーチ・センター整備事業 研究室の設備工事に多額の費用を要した結果、試薬・消耗品の購入費用について当該取引業者への未払金が生じることとなった。</li> <li>②科学研究費助成事業 研究課題に関する専門書籍が必要となったが、事務担当者から科研費では書籍を購入できないとの説明を受けた。</li> </ul> </li> <li>・ 手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>①がんプロフェッショナル養成プラン、 ハイテク・リサーチ・センター整備事業 当該取引業者への未払金を清算するため、架空の研究用消耗品の品名を記載した請求書に基づいて支払いが行われた。</li> <li>②科学研究費助成事業 消耗品取引に見せかけて書籍を購入した。</li> </ul> </li> <li>・ 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無） がんプロフェッショナル養成プラン 金額：308,216 円</li> </ul>

	<p>           使途：研究用の消耗品、試薬への品名替え            ハイテク・リサーチ・センター整備事業            金額：819,770円            使途：研究用の消耗品、試薬への品名替え            科学研究費助成事業            金額：13,167円            使途：研究用の専門書籍            ・私的流用の有無            私的流用の事実は認められなかった。         </p> <table border="1" data-bbox="497 577 1433 857"> <thead> <tr> <th>資金の種別</th> <th>不正に支出された研究費の額</th> <th>不正に関与した研究者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がんプロフェッショナル養成プラン</td> <td>308,216円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ハイテク・リサーチ・センター整備事業</td> <td>819,770円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>科学研究費助成事業</td> <td>13,167円</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,141,153円</td> <td>2人（実人数※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※公的研究費に係る不正に関与した実人数</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b>            納品書と当該取引業者の関係書類との突合調査及び該研究者との面談において、品名替えの事実が確認されたことから、「不正使用」と判断した。</p>	資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数	がんプロフェッショナル養成プラン	308,216円	1人	ハイテク・リサーチ・センター整備事業	819,770円	1人	科学研究費助成事業	13,167円	1人	計	1,141,153円	2人（実人数※）
資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数														
がんプロフェッショナル養成プラン	308,216円	1人														
ハイテク・リサーチ・センター整備事業	819,770円	1人														
科学研究費助成事業	13,167円	1人														
計	1,141,153円	2人（実人数※）														
<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p><b>【発生要因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公的研究費に係るルールの遵守について              規程やルールについて、学内での啓発・普及活動が十分ではなかったため、部門間でのルールの不統一や解釈の相違を招いたこと。</li> <li>2) 教職員のコンプライアンス意識について              公的研究費に関する各種規準や規則を制定する以前の平成18・19年度は、研究者の公的研究費の適正使用に対する遵守意識が低かったこと。</li> <li>3) 物品の検収業務について              当時は現物と納品書の照合作業を行わずに、形式的に検収印を押印するなどの事例が見受けられ、検収業務が形骸化していたこと。</li> </ol> <p><b>【再発防止策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公的研究費に係るルールの遵守について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①管理体制の強化                研究費適正使用委員会は、各部門で行われている公的研究費による事業の進捗状況、資金の執行状況、資金配分機関及び本学が定めるルールに従って適正に実施されているか否かなどを、原則として毎年度10月及び1月に調査（モニタリング）し、その結果を踏まえて問題点やリスク要因を把握し、公的研究費が適正に管理・運営されているかを確認する。</li> <li>②公的研究費関連規程等の見直し  <b>【制定した規程】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北里大学公的研究費適正使用委員会規程</li> <li>・北里研究所における調達に関する基本方針</li> <li>・北里大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範</li> <li>・北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>															

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北里大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則</li> <li>・公的研究費等により取得した特定の用品に係る管理基準</li> </ul> <p>【改正した規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北里大学における公的研究費の運営・管理等に関する取組指針</li> <li>・北里大学公的研究費適正使用推進室設置要綱</li> <li>・北里大学における公的研究費取扱規則</li> <li>・北里大学における研究活動の不正行為に関する規則</li> <li>・北里大学における研究活動の不正行為の申し立てに関する細則</li> <li>・学校法人北里研究所物件調達規程</li> <li>・北里大学における公的研究費の運営・管理等に関する取組指針</li> <li>・学校法人北里研究所受託研究規程</li> </ul> <p>2) 教職員のコンプライアンス意識について</p> <p>①研究者の行動規範に関する基盤教育「CITI Japan プロジェクト e ラーニング」の受講の必須化 公的研究費の運営・管理に携わる全教職員を対象に、研究者の行動規範に関する e ラーニングプログラムの 15 単元の受講を義務付けた。</p> <p>②誓約書の提出 公的研究費の運営・管理に携わる全教職員に対して「誓約書」の提出を義務付けた。</p> <p>③公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会の定期開催と受講促進 公的研究費の運営・管理に携わる全教職員及びリサーチ・アシスタントを対象に、公的研究費等の使用・管理等に関する研修会を定期開催する。</p> <p>④出張キャラバンの開催 上記の研修会に出席できなかった者を対象に、所管部署の職員が各部門へ出向いて研修会を開催するとともに意見交換を行う。</p> <p>⑤浸透度・意識調査の実施 公的研究費の運営・管理に携わる全教職員を対象に、公的研究費の使用ルールに関する問題及び研究費使用環境に関するアンケートを実施し、公的研究費に係るルールの理解度を調査する。</p> <p>3) 物品の検収業務について</p> <p>①取引業者への協力要請・誓約書の提出依頼 公的研究費における物品の発注・検収・納品について「北里研究所における調達に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日制定）」を遵守していただける取引先からのみ調達を行うこととし、その趣旨に賛同する証として誓約書を提出してもらうこととする。</p> <p>②相模原キャンパス検収センターの設置 平成 26 年 1 月から事務局による全品検収を開始した。さらに、平成 27 年 4 月に相模原キャンパス検収センターを設置して検収体制を強化した。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 2 月～3 月の 2 ヶ月間、当該取引業者との取引を停止した。</li> <li>・不正と認定した 2 名の研究者のうち現職 1 名については当該研究者の真摯な反省、事案等の情状を考慮し理事長から口頭による嚴重注意を行い、退職者 1 名については懲戒処分には及ばず書面をもって通知し始末書の提出を要さない譴責相当とした。（平成 28 年 4 月 19 日付）</li> <li>・本件の公表状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 8 月 14 日（火）北里大学のホームページにて公表。（氏名公表なし）</li> </ul> </li> </ul>